一　名称　みどり牛乳農業協同組合
二　住所　愛知県半田市中午町一七〇番地
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	五〇〇ミリリットル	三二〇グラム	牛乳・乳飲料用	平成十二年六月厚生省・農林水産省・通商産業省告示第四号図第二十七のとおり

○経済産業省告示第十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十九年経済産業省告示第百六十二号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成三十年二月九日

経済産業大臣　世耕　弘成

災害名	地域	指定の期間
平成二十九年七月五日からの大雨による災害	福岡県　うきは市 朝倉市 朝倉郡東峰村	平成二十九年七月五日から平成三十年五月九日まで
	大分県　別府市 中津市 日田市 竹田市 由布市 九重町 玖珠町	

○国土交通省告示第百四十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月九日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月九日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　九州横断自動車道長崎大分線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
別府市大字内竈字扇山三六七七番四三から同市大字内竈字扇山三六七七番七四まで	前	最大　一九八 最小　七一	一三八
	後	最大　二五〇 最小　七四	

○海上保安庁告示第十四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録確認機関が確認業務を行う事業場の名称について、平成三十年二月十一日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月九日

海上保安庁長官　中島　敏

変更する登録確認機関が確認業務を行う事業場の名称

変更後	変更前
新居浜事務所	新居浜事業所

○海上保安庁告示第十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録確認機関が確認業務を行う事業場の所在地について、平成三十年二月十三日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月九日

海上保安庁長官　中島　敏

変更する登録確認機関が確認業務を行う事業場の所在地

変更後	変更前
東京都中央区八丁堀二丁目九番七号	東京都中央区新川一丁目十六番三号

○防衛省告示第二十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年二月九日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年二月十九日（予備、同月二十日及び二十一日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年二月九日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年二月二十四日（予備、同月二十三日及び二十五日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。